

◇静岡県建設工事請負契約約款の一部改正について

1 改正の理由

公共工事標準請負契約約款及び静岡県建設工事執行規則の改正による

2 内容

(1) 発注者が催告によらず契約を解除することのできる要件の拡大（第 43 条の 2 関係）

受注者の役員、営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る等の目的をもって暴力団又は暴力団員を利用していると認められるときや、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき等に発注者がただちにその契約を解除できることとした。

3 施行期日

この改正は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

4 その他

公共工事標準請負契約約款第 30 条及び静岡県建設工事執行規則第 36 条の改正については令和 5 年 4 月 1 日施行のため、当該部分の約款の改正（第 29 条）は別途行う。